

進路についての

Q & A



発行：令和5年10月2日

目次



- Q1 特別支援学校高等部を卒業して、大学に進学できますか？ …P1
- Q2 特別支援学校高等部の進路先について知りたい。 …P2
- Q3 卒業後に利用できる障がい福祉サービス（進路先）の内容を知りたい。 …P3
- Q4 障害者総合支援法とは何ですか？ …P4
- Q5 高等部入学後から就労（進路決定）までの取組について知りたい。 …P5～7
- Q6 卒業して、一般就労した後の相談先があれば教えてください。 …P8
- Q7 高等部卒業までにどんなことができるようになっているとよいか？今からやっておくとよいことは何か？ …P9
- Q8 できる仕事、やりたい仕事の見付け方を教えてください？ …P10



Q1 特別支援学校高等部を卒業したら「高卒」になりますか？
また、特別支援学校高等部を卒業して、大学に進学できますか？

「高等学校卒業」と同様に、「特別支援学校高等部卒業」にも大学入学資格があります。ただし、大学の「入学資格」があっても、「受験」が可能かどうかは、大学によります。特別支援学校高等部では、作業学習、自立活動、学校設定科目等、高等学校とは異なる教育課程を編成している場合が多く、取得できる各教科の単位数が限られます。そのため、大学によっては受験科目に対応できないなど、受験が難しい場合があります。また、受験時や入学後の授業等における配慮の有無や方法も大学によって異なります。大学への進学を考えている場合は、中学校の先生や、特別支援学校の先生と事前にしっかり確認しましょう。

なお、「高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）」は、高校を卒業していないなどの理由で、大学等を受験できないものに対し、高校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。つまり、大学入学資格を認めてもらうための試験になります。そのため、高等学校や特別支援学校高等部を卒業している場合は、既に大学入学資格を有しているため、受験できません。

【参考文献】

学校教育法第90条

大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

文部科学省（2019）大学入学資格について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

文部科学省（2023）高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

Q2 特別支援学校高等部の進路先について知りたい。

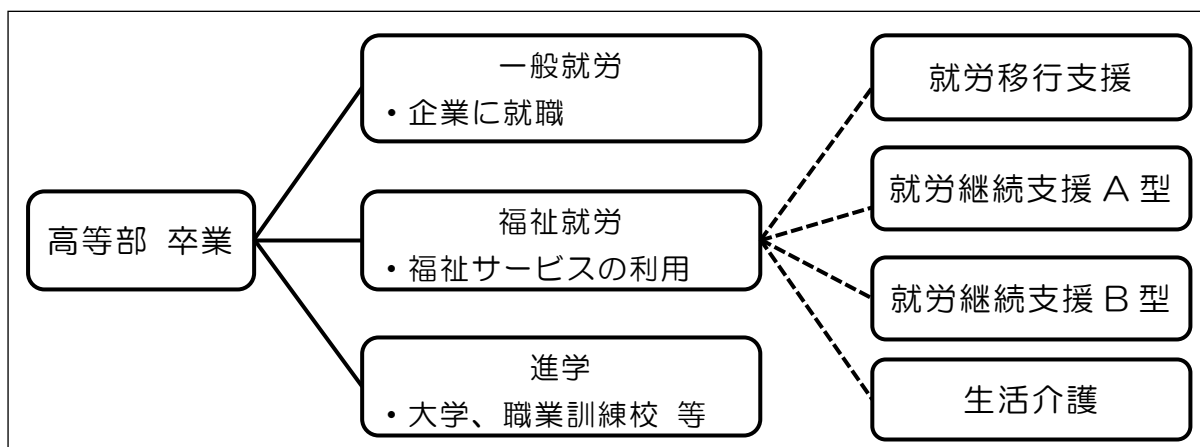
特別支援学校高等部卒業後の主な進路先には、企業へ就職する「一般就労」、福祉サービスを利用する「福祉就労」、大学や職業能力開発校等への「進学」があります。

「一般就労」では、地元企業や県外の企業に、正社員やパートタイマー等で就職しています。

「福祉就労」では、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「生活介護」という障がい福祉サービス事業を利用することが多いです（※1）。

「進学」では、大学、専門学校、職業訓練校等への進学が考えられますが、当校からの進学実績は多くはありません。

近年の当校の進路状況は、卒業生の3割弱が一般就労、それ以外は福祉就労という傾向もみられます（※2）が、その数字的な割合は、年度によって大きな差もあります。当校では、生徒本人の適性や生活環境等を踏まえながら就労先を決めていくこと（マッチング）を大切にしながら進路支援をしています。



※1 高等部卒業後の主な進路先

※2 過去3年間の進路状況（当校高等部卒業時）

卒業年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
卒業生数		31	32	34
一般就労	正社員	1	4	4
	パート	8	5	5
福祉就労	就労移行	3	3	4
	就労継続支援A型	6	2	5
	就労継続支援B型	6	9	9
	生活介護	5	7	5
	その他	0	1	1
進学		0	0	0
在宅、その他		1	1	0
未定		1	0	1

Q3 卒業後に利用できる障がい福祉サービス（進路先）の内容を知りたい。

卒業後に利用する福祉サービスの多くは「障害者総合支援法」という法律によって定められた障がい福祉サービス事業です。その中でも利用することが多い「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「生活介護」という福祉サービスの主な事業内容は以下のとおりです。事業所によって提供される内容（作業内容や活動内容、時間等）は異なるため、事業所の雰囲気や作業（活動）内容等を知り、より一人一人に適した進路選択ができるよう、児童生徒本人、ご家族の方々に直接事業所に見学に行っていただくことを勧めています。また、居住する市役所（福祉課等）や担当の相談支援専門員の方々と連携（情報共有）しながら、利用に向けた手続きを行うことが大切です。

事業	どんな人が？	時間、給与 ※目安	その他
就労移行支援	1～2年の訓練を受けることで、一般就労ができそうな人（利用期間の目安として2年以内とされている）	<ul style="list-style-type: none"> ・6～7時間 ・作業内容等により工賃が出る場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労後の定着支援がある。 ・職業自立のために働くことを学ぶ短期大学、専門学校のようなイメージ。
就労継続支援A型	一般就労に向けて就労移行支援よりも長い期間の訓練が必要な人や、少しの支援を受ければ、時給や賃金に見合った働きができる人	<ul style="list-style-type: none"> ・4～6時間 ・時間数×時給 ※雇用契約を結び最低賃金が保障される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用期間の制限はなく、雇用契約を結ぶ。 ・最低賃金を支払うだけの仕事や、安定した出勤等が求められる。 ・支援付きのアルバイトのようなイメージ。
就労継続支援B型	一般就労に向けて就労継続支援A型よりも長い期間の訓練が必要な人や、軽作業が中心の働く場が欲しい人	<ul style="list-style-type: none"> ・6～7時間 ・数千～数万円 ※雇用契約を結ばず、工賃が支払われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉掛けや治具等の支援を受けながら一人で軽作業に取り組んだり、身辺自立（トイレ、食事、着替え等）が一人でできたりすること。 ・卒業後すぐに利用するためには在学中に就労アセスメントを受けることが必要となる。
生活介護	日常生活の中で特に身辺自立、介助、見守り等の支援を必要とする人	<ul style="list-style-type: none"> ・6時間程度 ・生産活動の内容によって、工賃が出る事業所もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活力を高める活動、生産活動（軽作業）、創作活動、レクリエーション等を組み合わせたプログラムが組まれている。

Q4 障害者総合支援法とは何ですか？

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを目指したサービス（自立支援給付 ※1）や、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービス（地域生活支援事業 ※2）を含めた総合的な支援を行うことを目的とした法律です。

対象は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障害者を含む）、難病患者（障害者総合支援法で指定されている難病）で、その程度が日常生活や社会生活に相当の制限が加わると認められる場合とされています。また、障がい児（18歳未満）と障がい者（18歳以上）で利用できるサービスが異なるものもあります。

詳しい内容は各市役所（福祉課等）や相談支援事業所、学校に相談したり、厚生労働省や全国社会福祉協議会等のホームページで調べたりしながら情報を収集し、一人一人にあった福祉サービスの利用を考えていけるとよいです。

※1 自立支援給付

< 介護給付 > ・居宅介護（ホームヘルプ） ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・短期入所（ショートステイ） ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援	< 訓練等給付 > ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ※A、B ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・共同生活援助 （グループホーム）	< 相談支援 > ・計画相談支援 ・地域相談支援
		< 自立支援医療 > ・更生医療、育成医療 ・精神通院医療
		< 補装具 >

※2 地域生活支援事業（自治体によって事業内容が異なります）

・理解促進研修・啓発（障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発） ・相談支援 ・意思疎通支援 ・日常生活用具の給付又は貸与 ・移動支援 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・その他の日常生活又は社会生活支援 等

【参考文献】

社会福祉法人全国社会福祉協議会（2021）障害福祉サービスの利用について
https://www.shakyo.or.jp/download/shougai_pamph/date.pdf

Q5 高等部入学後から就労（進路決定）までの取組について知りたい。

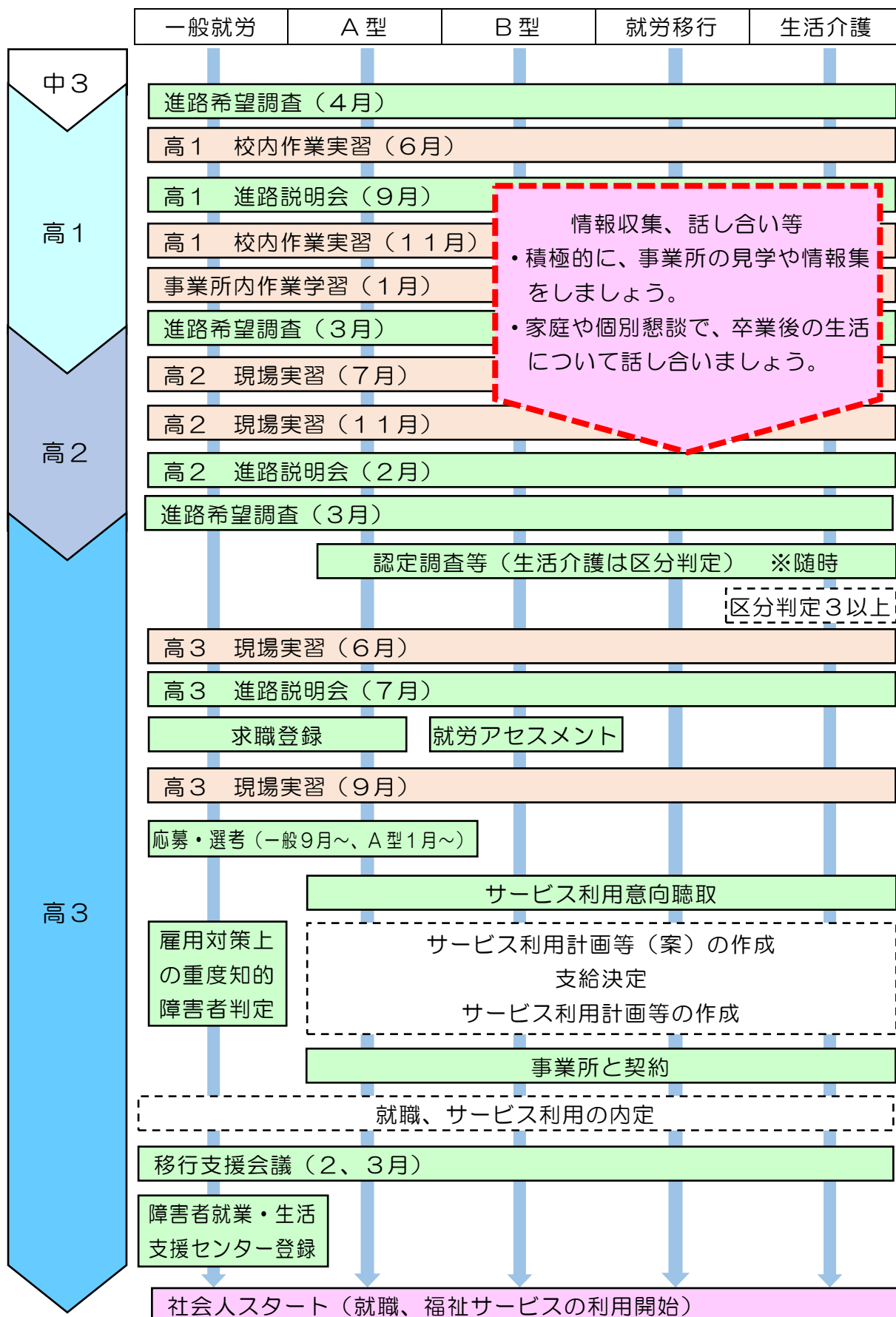
当校高等部では、就労に向けて主に以下のような進路学習（※1）に取り組んでいます。現時点（R5.4.1）での、当校高等部入学後から進路決定（就労）に向けた主な流れ（※2）を掲載してありますので、参考にしてください。ただし、進路希望先や現場実習の状況等によって、それぞれの時期がずれることがあります。

また、進路希望先によって必要な手続き等（※3）が異なるため、それらについては進路説明会や個別懇談会等で情報提供や話し合い、手続きの依頼を行っています。

※1 主な進路学習

学習名	対象	主な内容等
作業学習	高1～3年 ※知的障がい者、知的障がいを伴う重複障がい者を対象とする教育課程	働く意欲・態度や知識・技能を身に付けることを目的に（特に「態度や意欲」という面を大切にしながら）、8つの作業班（縦割り）に分かれて製品づくりなどに週に4～9時間程度取り組んでいます。
職場等見学	高1～3年	地域の企業や福祉事業所、ハローワーク等に見学を通して、事業所の様子や仕事内容を知り、いろいろな就労の仕方があることを理解したり、就労に対する意欲を高めたりすることを目的に行っています。
校内作業実習	高1年	地域の企業から製品（仕事）の一部を提供していただき、「持続力・集中力等の作業遂行能力を身に付ける」「共同作業を通して、働くために必要なコミュニケーション力を身に付ける」「社会に流通する製品を扱うことにより、勤労の意義を理解する」を目的に、実習に取り組む
事業所内作業学習 ※肢体不自由者・病弱者を対象とする教育課程では「インターンシップ」としています。	高1年	「労働への心構えや働く意義、社会のマナーを学ぶ」「社会生活に向けた課題を明らかにし、今後の学習に生かす」「自己の適性を見つけ、主体的な進路選択ができるようにする」等を目的に、企業や福祉事業所内での学習（実習）を行う。
現場実習 ※インターンシップ （肢体不自由者・病弱者を対象とする教育課程）	高2、3年	「卒業後の進路を考える」「職業生活に必要な知識と技能を身に付ける」「自分の課題や適性を知る」という目的で、卒業後の雇用やサービス利用の可能性を見極めながら実習を行う。

※2 当校の高等部入学後から、進路決定（就労）までの主な流れ（R5.4.1）



※3 進路希望先によって異なる主な手続き

手続き等	対象	主な内容
障害支援区分認定調査	生活介護、短期入所等、障害支援区分の必要なサービス利用を希望している者	<p>障がいのある方が必要とする支援の度合いを「区分1～区分6」の6段階で総合的に示すもの。「区分6」に近いほど支援の度合いが高い。認定調査員、主治医の意見書をもとに判定される。</p> <p>高等部在学中に「短期入所」等の区分が必要なサービスを受けている場合は、18歳の誕生日の前に調査があるため、卒業後に利用したいサービスのこともふまえ手続きを進める。</p>
就労アセスメント	就労継続支援 B 型事業所を希望している者	<p>「安定した就労」と「働く力の向上」に向けた支援を実施するために、支援（サービスの利用）の開始前に、対象者（利用予定者）の就労面や生活面での情報を、アセスメントによって把握する。</p> <p>就労移行支援事業所でアセスメントにかかわる実習を実施することが多い。</p>
求職登録	一般就労、就労継続支援 A を希望している者	<p>ハローワークで求職登録をする。登録することで求人の詳細を見たり、求人に応募したりすることができる。また、離職した際に失業保険を受給できる（条件あり）などの支援を受けられる。</p> <p>登録時には「求職申込書」「障害情報登録シート」を作成・提出する必要がある。</p>
雇用対策上の重度知的障害者判定	療育手帳 B1 又は B2 を所持し、一般就労を希望している者で判定に同意したものの	<p>障害者職業センターによる諸検査等を受けて判定される。判定結果は「就職の際に雇用援護制度をどの程度活用できるか」を判断するために使用され、「重度」に該当することで企業側が「障害者法定雇用率のダブルカウント」「助成金の金額や期間の拡大」等が受けられ、教育や配慮面で時間や人手を割きやすくなる。また、「療育手帳の等級が変わる」「利用している障害福祉サービスが使えなくなる」等ということはなく、企業で働く能力に限定して使われる。</p>

Q6 卒業して、一般就労した後の相談先があれば教えてほしい。

高等部を卒業して、一般就労する生徒の多くが「障害者就業・生活支援センター」という支援機関に登録して、就職後のサポートを受けています（※1）。障害者就業・生活支援センターは、障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用（企業、ハローワーク等）や福祉（社会福祉協議会等）、教育等の関係機関との連携の下、就業面及び生活面の一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されています。障がいのある方で「就職を希望される方」「在職中の方」の就業と生活にかかわるお悩みのお相談内容に応じて、支援を実施しています。東濃圏域では、東濃障がい者・就業生活支援センター サテライト t（※2）がその事業を担っており、当校卒業生の多くが登録（利用）しています。

また、求職の際には各地域にある公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターでも就職に向けての相談や職業能力等の評価等の支援を受けられます。

※1 障害者・就業生活支援センターの事業概要

内 容	<p>就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施</p> <p>< 就業面での支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん） ・就職活動支援 ・職場定着支援 ・障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言 ・関係機関との連絡調整 <p>< 生活面での支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言 ・住居、年金、余暇活動などの地域生活、生活設計に関する助言 ・関係機関との連絡調整
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的・精神障がいの方（障害者手帳を所持する方） ・手帳を所持していない発達障がい・難病・高次機能障がいの方

※2 東濃障がい者・就業生活支援センター サテライト t の連絡先

住所：岐阜県多治見市小泉町2丁目93 ルミナス小泉102号室

電話：0572-26-9721

【参考文献】

厚生労働省（2023） 障害者就業・生活支援センターについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18012.html

Q7 高等部卒業までにどんなことができるようになっていけるとよいか？
今からやっておくとよいことは何か？

①あいさつや返事ができるようになりましょう。

あいさつや返事は、人とのかかわりの基本です。対人関係を円滑にするためにも必要です。声を出さなくても、うなずくだけでも構いません。その子にあった表出、かかわり方を見付けていきましょう。

②着替えや配膳等、自分のことは、できるだけ自分でできるようになりましょう。

卒業後に利用する福祉事業所等は、職員の数が学校と比べて少ないことがほとんどです。進路の選択肢や生活習慣の自立の意味でも、身の回りのことのできることを増やしましょう。

③年齢相応のかかわり方をしましょう。

年齢相応のかかわり方が、自立心や社会性を育てます。また、異性との適切なかかわり方を身につけることも大切です。小学部高学年・中学部になっても、周りの大人が小さな子扱いしないように気を付けましょう。

④ルールやマナーを守る（安全に対する意識を身に付ける）

学校では、学校設備の利用や授業の中で「先生と使う」「順番を守る」等、安心・安全のためのルールや授業のねらいを達成するためのルールを設定することがあります。卒業後は、社会のルールやマナーに沿って生活していきます。家族で外出の際等にも、会社、公共施設等で必要なルールやマナー等を守る（意識する）ことを普段から心がけていきましょう。

⑤家族の一員として、決められた役割に取り組みましょう。

家族の一員として、決められた役割をしっかりとやり抜き、それを他者（家族）に認められることで、仕事をしていくうえでのやる気や責任感につながります。

その他にも「自分の気持ちを伝える（伝えようとする）」「集団の中で落ち着いて過ごす」「体力を付ける（長時間働ける、体調をくずさない）」「規則正しい生活習慣」等々、あげだしたら切りがありませんが、仕事の知識や技能を身に付ける前に、基本的な生活習慣や基礎的な力を少しでも身に付けておくことが大切です。病気や障がいの程度によって、個人差はありますが、どの項目も大切なことだと考えています。個々の状態に合わせて、目標をもって成長していけるといいと思います。そして、社会生活に向けて「いつでも」「どこでも」「だれとでも」できることを増やしていきましょう。

Q8 できる仕事、やりたい仕事の見付け方を教えてください？

参考までに、仕事の見付け方のポイントをいくつか紹介します。

1つ目は、自分の「好きなこと」を生かす。好きなことにかかわる仕事（職種）を探していくことです。例えば「車が好き」な人の場合、車の製造、販売店のスタッフ、部品の下請け等、「車」にかかわる（「好き」をきっかけにした）仕事があります。

2つ目、「好きなことの理由」を生かす。「なぜそれが好きなのか」ということについて掘り下げていくうちに、やってみたい仕事の幅が広がることがあります。例えば「料理が好き」な人の場合、なぜ料理が好きか（料理が好きな理由）を考えます。すると「いろいろな調理道具を使うのが楽しい→家電の製造」「アレンジができることが楽しい→パンやクッキーの工房（開発）」「食べてくれる人がよろこんでくれるのが好き→人とかかわる仕事（介護の仕事）」等、好きな理由に繋がる仕事が見つかることがあります。

3つ目、「得意なこと」を生かす。例えば「コツコツ取り組むことが得意→製造業、大工」「みんなを笑わすことが（笑顔にすることが）得意→介護の仕事、小売業」等、自分の得意なことを生かせる仕事は何か考えてみましょう。

4つ目、「好きなこと」を仕事にしない。好きなことは余暇の時間の自分の楽しみにとっておき、それを励みに仕事を頑張ることも1つの理由です。「好きなこと」は、あくまで自分の楽しみとしておくことで、生活が充実することもあります。「好きなこと」を仕事にすることで、もし仕事が嫌になったときに自分の好きなこと（趣味）まで失ってしまうこともあるかもしれません。

5つ目、「苦手な作業」や「嫌いな作業」の中でも「頑張ればできないこともないかな…」という仕事を見付けておく（増やしておく）ということです。やりたい仕事内容だけで働き続けることは難しいので、「苦手だから選択しない」ではなく、「（苦手なことでも）どうしたらできるか」という視点をもって進路選択をしていくことも大切です。

注意していただきたいことは、今回紹介させていただいた5つのポイントだけを意識して仕事を選ぶことはないようにしてください。進路（就労）決定の先には、「働き続ける」という生活が待っています。実際に仕事（職場）を見て・体験して職場環境を知ったり、他者の意見を参考にしたりしながら、長く働き続けられる仕事を見付けられるとよいです。